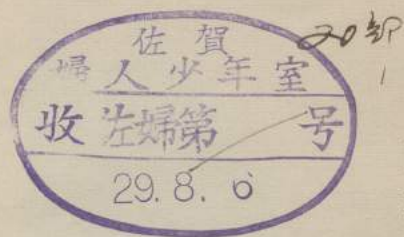


8-3-174



昭和二十九年四月

婦 人 と 法 律

法務大臣官房広報連絡室

目 次

- (一) 法律における婦人の地位
- (二) 法律と生活
- (三) 家族生活と民法
- (四) わが国の家族制度と旧民法
- (五) 新しい家族生活と新民法

この冊子は昭和二十七年四月発行の「婦人と法律」
を再版増補したものである。

婦人と法律

(一) 法律における婦人の地位

憲法をはじめわが国の法律は終戦以来実にめまぐるしい程の變革をなし遂げましたが、その中でも婦人の地位の向上は真に目覚ましいものがありました。「人はすべて法の前に平等である」、従つて男女の別によつて法律上差別をしないということは民主主義に基く法律制度の大原則でありまして、新しい憲法にはこのことが繰り返し規定されています。この原則に基いて、従来男女を差別待遇していた法律はすべて改められ又は廢止されました。法律の上で男女平等ということは現在ではむしろ至極当り前のこととなつていて、法律における「婦人の」地位といつても男子と異つた特別の地位というようなものは殆んどないのです。そういうと、では生理休暇はどうだ、男女の差別待遇ではないかという方があるかも知れません。なるほど、男と女とを全く同じには扱つていない法律も、数は極めて少いがあります。生理休暇のことを定めているのは労働基準法という法律ですが、この法律にはその外、女子については男子と異つた特別の規定が数箇条設けられています。例えば、女子に時間外労働をさせることを特に嚴重に制限し、また特別の事業（旅館など）

を除いては女子に深夜業をさせることを禁止し、坑内労働をはじめ危険な業務や重労働をさせることを禁じたり等しているのがそれです。しかしこれ等はいずれも女子が男子と身体条件がちがうことに基いて女子を——保護する法律でありますから結果的にはそのために女子が就職その他について或る程度不利益を受けることにならないとはいえませんが——それが決して不当な差別待遇でないことはいうまでもないことです。

労働基準法の外にもそのような例はありますが、とにかく現在のわが国の法律には男女を不当に差別待遇するものはないということができます。

さきに述べましたように、今でこそ法律の上での男女平等は当然のこととなっていますが、それが非常に重要な意味をもっていることはいうまでもないことです。婦人が選挙権を得たという一事をとつてみても、若し敗戦ということがなかったとすると果してわが国において何時になつたら実現できるものか見当もつかなくつたことがらでした。家族生活に関する民法の規定、たとえば夫婦の関係や相続のことを定めた規定などが、男女の間の差別をことごとく止めてしまつたということも同様です。敗戦の結果とはいいいながらこのような思い切つた変革が一気に遂げられたということは、災転じて福となつたものといわなければなりません。

(二) 法律と生活

ところで、次のような疑問が当然おこるでありましょう。なるほど法律の上では男女は平等ということになつたかも知れないが、現実の社会生活や家族生活において果して男女の平等は実現されているだろうかということです。これは男女平等ということにかぎらずすべてのことがらについていえることです。どんなにすぐれた法律が出来ても実際にその通り行われるのでなければ大して喜ぶには当りません。国会議員などを選挙し、またこれ等の公職に就くための資格について男女が同権でなければならぬということについては、法律でそう決まりさえすれば、すぐに次の選挙から婦人も男子と同等に投票したり立候補したりすることができるのであつて、法律で決まりながらそれが実際に行われぬというようなことは先ず考えられません。しかし、何でも法律で定めさえすればその通り行われるかというところでもありません。そこで、一体法律というものは私たちの生活にどんな効力を及ぼすものか、或る事柄が法律できまつたということは私たちの生活にとつてどのような意味をもっているのかを極く大づかみに考えて見ようと思ひます。

皆さんの中には、法律というすぐに「罰則」のことを思い浮べる方が多いでしょう。法律で「何々してはならない」「または「何々しなければならぬ」とされているときに、もしそれに従わない

と懲役や罰金などの刑に処せられることとされているのがそれです。このような罰則付の法律は非常に沢山あります。刑法という法律等では、たとえば「人ヲ殺シタルモノハ死刑、又ハ無期モシクハ三年以上ノ懲役ニ処ス」というように罰則だけを決めていますが、これは「人を殺してはならない」というようなことは余りに当然のことであるため特にそれを規定しないだけで、矢張り右に述べた部類の法律です。このような法律は、ただ「何々してはならない」等というだけでなく、それに従わないと処罰されるのですから、私たちにとつて相当強力な強制力があるわけです。もちろん、法律が守られるのは、第一に国民が法律を国民自身のものであるとして進んで守ろうとする気持のあることや道徳の力などによるものであり、それには法律で定められたことの内容の如何が重大な関係をもつていたのであつて、罰則がないからといつて守られないものでもなく、また重い罰則がついてゐるからといつて必ず守られるというものでもありませんが、ともかく罰則があるかないかでは、相当の違いがあることを否定できません。話が多少横道にそれますが、罰則に関連して姦通罪のことに触れておきたいと思ひます。御承知のように現在は廃止されておりますが、以前には妻が夫以外の男子と通ずることは法律上の犯罪（姦通罪）として処罰されることになつていました。夫が妻以外の女子と通じて罪とはならなかつたのですから男女不平等であるといふので、新憲法のでる頃に当然問題となつたわけですが、この不平等をなくすには夫の姦通と妻の姦通とをどちらも処罰す

ることとするか、どちらも処罰しないことにするか、二つの方法が考えられます。実際には前に述べましたようにどちらも処罰しないこととされたのですが、これは、夫婦の間の貞操を守るという義務は他から強制されなくても当然自発的に守るべきことであり、事の性質上刑罰でこれを強制することは適当でないという理由によるものであつて、もちろん貞操義務を守らないでもよいというではありませんが、これに対しては、不貞の行為、殊に男子の不貞行為をやめさせるために夫の姦通も妻の姦通も処罰すべきであるという意見も相当に強く唱えられたのです。難しい問題でどちらが間違つていともいえませんが、只これについては次のようなことも併せて考える必要があります。先ず姦通罪については、姦通した者の配偶者の意思を無視して処罰するといふわけには行かないことです。たとえば、姦通した夫があるからといつて、その妻が夫の処罰をのぞまないのこれを処罰するのは適当ではありませんから、配偶者が処罰を求めることを申し出た場合（この申出を「告訴」といいます）に限つて処罰するといふ建前を採らざるを得ません（このような罪を「親告罪」といいます）。この告訴には当然離婚ということが伴います。離婚はしたくないが、配偶者を処罰して貰いたいというのは、どうも夫婦の關係の性質上許すわけに行きません。以前の姦通罪でも右のような建前がとられていましたがこれを改めることはできないと思われまゝ。そうなると、わが国の現状では経済的な理由などから妻が離婚を決意することには、夫の場合よりも格段の困難

が伴うのが普通ですから、仮りに法律の上では夫の姦通も妻の姦通もひとしく処罰されることになつても実際の処罰という点では夫と妻とが平等であるとはいえないのです（妻が夫を告訴することは難しい）。いいかえれば、罰則のもつ強制力が一般的には夫の場合と妻の場合とでちがうのです。また、姦通ということ自体は決してほめたことではありませんが、まれにはよく／＼の事情があつて、その人だけを責めるわけに行かない場合もあるのです。このような場合に、その夫婦間の関係や第三者との関係などを正しく解決するには、事ここに至るまでのすべての事情等を総合的に考慮した上でなければならぬことはいふまでもありません。姦通という点だけをとり上げて刑罰を加えるということは却つてこのような解決を妨げる結果ともなりかねないので（勿論告訴があつたからといつて必ず処罰されるわけのものではありませんが、「告訴する」ということが非常に大きな武器となるのです）。

さて法律の中には、そこできめてあることが確実に実行されるようにするため、罰則を設けて違反者を処罰するといふだけでなく、その他の種々の方法を採用しているものが少くありません。ここでそのすべてを述べることはもとより不可能ですから一、二の例を挙げるにとどめますと、先ず前にもお話しした労働基準法がそれです。この法律は労働条件（賃金、労働時間、休暇、安全衛生の装置など）の最低基準をきめており、これを守らないと処罰されますが、更に労働基準監督署等の検

力な監督機關を設け、常時事業所などに臨検を行い、帳簿を提出させたり尋問をしたりして、法律で定められた労働条件が確実に守られるように監督をすることとされています。また、税法では、脱税者を処罰することとしていますが、処罰を受けるだけで済むものでなく、未払の税金は差押等により強制的に取り立てられることは、皆さん既に御承知の通りです。私共のような俸給生活者は、法律で定められた通りの税金を俸給から天引されますから、その限りでは法律を守るとか守らぬとかの余地さえないといえましょう。

ところで私たちにとつて最も身近な民法、その中でも夫婦親子の關係や相続、扶養などについて規定する親族編、相続編の場合はどうでしょうか。

(三) 家庭生活と民法

私たちの家族生活を振り返つて見ると、法律のやつかいになることは殆んどないといつてもよい位です。家族生活と法律などというと、離婚とか相続争いとかを連想する方もあるでしょう。私たちの家族生活が法律問題をおこしたり、法律のやつかいになるようなことがあるとすればそれは家族生活にとつて非常に不幸な場合であるとさえ考えられているのではないのでしょうか。法律というとすぐ裁判所を思い浮かべますが、殊に家庭の問題が裁判所に持ち出されるといふようなことはで

きるだけ避くべきことであると考えている人が少なくないと思います。後で述べますようにこのような考え方には賛成しかねる点もあるのですが、それはともかく正しい見方を含んでいるということが出来ます。というのは、民法のような法律が私たちの生活に現実効力をあらわすのは、主として家族生活において争が生じ、しかもそれが裁判所に持ち出された場合であるからです。つまり家庭生活が円満に営まれているときには、民法は私たちに関係がないと一応はいえるのです。たとえば民法の第七五三条には夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならぬと規定されていますが、この規定があるから夫婦仲良くしているのだという人は先ずないでしょう。そこで仮りに夫婦の間柄が変調をきたし、夫は妻子を顧みず家にも帰らないし生活費も支給しないというようなことになったとします。この場合には夫はさきに述べた民法の規定に違反しているわけですが、だからいつて国家がその夫を処罰するということもなく（もつとも妻が病気で看護を必要とするような場合などは別ですが）、また役所の方で積極的に、ちよう度税金をとり立てるように夫から妻子の扶養料をとりたてて妻にわたすというようなこともしません。妻がその問題を裁判所に持ち出して解決を求めた場合に、はじめて裁判所が事実を調べて民法の規定に従つて夫に同居を命じたり、扶養料の支払を命じたりすることになるのです。そしてそれでも夫がそれに従わなければ強制執行の方法で夫の給料の一部や財産などを差し押えて強制的に扶養料をとりたてることが出来ることになるのです。

(同居の点は、事の性質上強制的に連れて来るといふわけにも行きません)。ともかくそこに至つて、はじめてさきに挙げた民法が私たちの生活にはつきりとその効力をあらわすわけです。従つて妻が裁判所に解決を求めることをしなければ、民法の規定はあつてもなきに等しいのです(もつとも妻の方で夫が帰つて来なくて却つて好都合だ、生活費の面倒も見えて貰いたくないというのであればそれでもよいかも知れませんが)。だからといつて、勿論私は民法に従わなくてもよいのだというのではありません。「法律は道德の最低線である」といわれますがその通りで、私たちが努めなければならぬことは法律で定められた以上にもつとある筈で、法律で定められたことを守る位の事はむしろ当り前のことでなければなりません。私が述べたのは、民法のような法律は原則として争が裁判所に持ち出されない限り政府や裁判所が積極的にこれを強制するということとはしない建前になつてゐるため、国民の側に法律を敬遠したり、争を裁判所に持ち出すことをできるだけ避けるという気持がある場合には、法律で決まつてゐることも實際に行われなゝい場合が多いということです。これについてもつと例を挙げてみましょう。新しい民法には、離婚した場合にその一方(多くの場合は妻)は相手方に対して財産を分けて貰ふことができる規定されています。しかし相手がこの規定に従わず財産を分けてくれない時に、前に述べたような気持から裁判所に持ち出さなゝいで泣き寝入りをしたとすれば、せつかく認められた権利も宝の持ちぐされとなるわけです(なお、家庭裁判

所に申し出るのは離婚の時から二年以内でなければなりません。又相続についても同じことで新しい民法では長男一人が全財産を相続する家督相続の制度を止め、子は男でも女でも平等の割合で遺産を相続し、配偶者も常に相続人になるものとされていますが、現在においても長男が遺産を独り占めた場合に配偶者や長男以外の子が黙つていればそのままであつて、旧い民法が行われていた当時と少しも変わらないこととなります。これではせつかくの新民法も役を果していないわけです。

法律がおせつかいをやつてくれなくても自分たちの家族生活は円満に行つてゐるから一向差支ないと言う人もあるでしょう。ところで、この法律のやつかいにならなくても円満に行つてゐるということ自体は結構なことなのですが、大切な問題はその家族生活がどのようなきまりに従つて営まれているか、何か問題が起つたときにどのようなしかたで処理されているかということなのです。

(四) わが国の「家族制度」と旧民法

とこで極くあらましに、わが国の「家族制度」といわれるものについて述べてみようと思ひます。旧い民法は、この「家族制度」を大体において表現してゐたのです。念のためにお断りしておきますが、とこで「家族制度」というのは、家族がわがまま勝手をしないうで仲良く暮す制度というような意味ではありません。「家族制度」の特色の第一は、私たちの生活が「家」本位の生活で、

「家」がそれに属する個人よりも重要視されることです。ここで「家」というのは、もちろん建物のことではなく、又現実に一諸に家族生活している人々の集り（普通「世帯」といわれる）のことでもありません。それは「何々家」という場合の「家」が示すように、先祖からひきつづき将来にわたつて一定の血縁者によつて維持されてゆく団体のことです。人が生れてくる前から「家」はあり、人は「家」の中に生れてくるのであり、結婚によつて甲という「家」の娘が「実家」である甲家を去つて「婚家」である乙家に入るのであり、人は死んでもその「家」は残つていてほかの人々によつて維持されてゆくのです。人は社会の一員としてよりも先ず「何々家」の一員（家族）として考えられ、結婚は「何々家」と「何々家」との慶事であり、交際も「家」と「家」との交際が重く見られます。家の名譽、家の恥、家の繁榮、家宝、家訓等々数え上げれば切りがありません。「家」が重要視されるため、「家」に属する家族の一人一人の個人としての立場が往々にして無視され又は輕視されます。「家」の犠牲になることが立派なことだとされたりします。第二は、この「家」の中には嚴格な「身分」の定めがあるということです。家長（戸主）がその一番上にあり、つぎの代の家長になることを予定されている長男がその次に位します。子は親に仕えなければならず、妻は夫に仕えなければならぬものとされています。「夫唱婦隨」がもつともなことでされ、親はいうことをきかぬ子を勘当することとができて、子の方は「親親たらずといえども子は子たれ」で、親のいうことに口答えすること

は事の如何を問はず許されません。生活様式や食事の好みに至るまで、家長や夫の意志や好みによつて決められます。家長が死亡したり隠居したりしたときに、長男が一人でその財産を相続するのは、長男が「家」を継ぎ、新たな家長となるので「家」の財産を受け継ぐというわけなのですが、家長がこの「家」の財産を持つているということは、家族に対する家長の支配権力の裏付けともなります。要するに「家族制度」というのは、個人よりも「家」を重しとする「家」本位の制度であり「家」の中では上下の関係を基本とする身分関係が嚴重に守られる制度であります。旧い民法がこのような「家族制度」を大体において表現したものであることは前にのべた通りです。即ち第一に、「家」を法律上の制度として認め、戸籍によつてこれを把握し、「家」の統率者である戸主は絶大な権力を認められていました。家族が結婚したり、養子となり、養子をむかえたりするには、戸主の同意が必要とされ、又戸主は家族の住むべき場所を指定する権利をもつていました。第二に、夫婦の関係においても、妻は自分の財産を自分の自由意志で処分する権利を持たず、いち／＼夫の許可を得なければならぬものとされ、妻の財産から入る収入は夫の財産となり夫はこれを自分の自由にすることもできるものとされていましたが、又貞操義務というような夫婦の本質的な義務についても、夫と妻との地位には格段の差異があり、妻の姦通は、夫からの離婚請求の理由とされたのに、夫が妻以外の女と関係したり妾をおいたりしても妻の側から離婚を請求する理由とはなりませんでした

(妻の姦通は刑法上の犯罪とされていたことについてはさきに述べた通りです)。第三に、親子の關係においては、子は男なら三十才、女なら二十五才になるまでは、親の同意がなければ結婚することとはできなかつたし、また親権(親が子を教育し、子の財産を管理する等の権利)について父と母の地位には大きな懸隔があり、親権は原則として父が行い母は父がいない場合に限り親権者となるにすぎず、しかも母が親権者の場合には重要なことを決めるのにいち／＼親族会の同意を得なければならぬものとされていました。第四に、相続は戸主の地位の相続、即ち家督相続が主な場合でしたが、家督相続人となる資格については男が女に優先するものとされていました。その結果、多くの場合戸主になるのは男でありました。

(五) 新しい家族生活と民法

右に述べたような民法の規定が、すべて改められ廃止されたことはいうまでもありません。新しい民法は、個人を尊重し男女を対等とする原則を貫いて居り、さきに述べたような「家族制度」とは殆んど縁を切つています。法律上の制度としての「家」を認めないので、戸主というものもありません。従つて戸主の地位を継ぐ制度である家督相続もなくなりました。遺産の相続は、長男が一人占めするのではなく、子は皆で——男でも女でも、嫁に行つたものも——平等に相続する権利がみと

められています。夫と妻の地位は対等で、夫の不貞行為は妻のそれと同じように離婚を請求する理由にすることができます。成年（二十才）に達したものが結婚するには親の同意は必要でなく、また未成年の子に対しては父だけでなく父母が共同で親権を行うこととされ、また、未亡人となつた母が単独で親権を行う場合も親族会の干渉を受けるといふようなことはなくなりました（親族会の制度は法律上はなくなりました）。

このような新しい民法が、もとの民法より遙かにすぐれたものであることはいふまでもありません。しかし私たちの現実の家庭生活ではどうでしょうか。残念ではありますが、まだ「旧い」「家族制度」のしきたりは相当根強く残つて私たちの生活を支配しているようです。殊に婦人の生活にはそれが大きな重荷となつてゐることがよくありません。新しい家族生活の原理は、家長が家族を、夫が妻を、親が子を支配し服従させるといふような関係ではなく、めい／＼が自由独立の個人として自分の生活に対して全責任を負い、平等対等の人間としてお互いの人格を尊重しつつ協力する関係でなければなりません。このような生活原理を私たちの日常生活の上に築き上げ維持するのは、私たち一人一人の自発的な意志に基づく民主主義的な道徳であることはいふまでもありませんが、同時にあらためて私たちの生活、殊に家族生活と法律との関係を考え直して見る必要があります。右に述べたような民主主義的な生活原理に基づく家族生活においては、争が起つた場合に、道徳が

これを解決し得ない限り、法律によつて解決する外なく、また法律によつて解決することが最も望ましいのです。そのためには第一に私たち一人一人が家族生活に関する法律、つまり民法を十分理解することが必要です。結婚届のことを例にとつて見ましよう。民法（この点は旧い民法も同じでした）によると、法律上結婚が成立したといひ得るためには、結婚の届をしなければならないことになつています。結婚式を挙げ、天下晴れて一しよに住み子供までできても、結婚の届がしてない限り法律上は夫婦と認められないのです。ところが、わが国では結婚届は式からよほどたつてから出されるのがむしろ普通なのです。それには色々理由がありますが、届がしてないために、夫や夫の「家」の一方的な理由で、簡単に妻がかえされるというような不都合な結果を生ずることが珍しくありません。そのような不幸な場合を考えないでも、いやしくも法治国の国民である以上、法律上も、夫婦とみとめられるように正式の手續をふんだ上で同棲するのが当然の責務でありましよう。新しい民法の下においては、結婚の届をするには未成年者でない限り誰の同意も要らず、また一人娘は他家に嫁にゆけないというようなこともなくなりましたし、手續も簡単ですから、式を挙げたら直ちに届をしたいものです。第二には、不幸にして争が起つた場合には、裁判所を嫌わないで、進んでこれを利用することが必要です。裁判所では男女を平等とし個人を尊重する新しい民法に従つて正しい解決を行います。家族生活の問題については特に家庭裁判所が設けられて特別の手續で

処理していることは御承知の通りですが、この家庭裁判所の特色は、手続が簡単で費用が安く、他の人をいれないで当事者および関係人だけが判事や調停委員達と膝つき合せて話し合うことができる点です。たとえば離婚の問題が起つたような場合に夫婦の間で話がまとまらないときには家庭裁判所に申し出て、正しい解決が得られるようにすることが一番好ましい方法です。離婚の際、前に述べた財産分与のことや、子供を誰が引き取るか、その生活費はどうするかというような問題を家庭裁判所ではつきりきめておけば、後で争が起ることを防ぐこともできます。その他相続や扶養の問題、夫婦や親子の関係などについて、家庭裁判所は公平適切な解決を与えてくれます。

新しい憲法が施行されてから早くも七年近くになります。婦人を男子と差別扱いにし、婦人を苦しめるような法律はすべて姿を消しました。私たちは、法律の上で実現された男女の平等を、実生活の上に実現したいものです。

